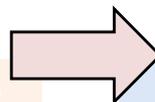


## 地方分権改革に関する提案募集(内閣府)

平成26年度より導入された制度で、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集し、その実現に向け検討を行うもの。地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に関する規制緩和等が提案の対象となる。内閣府が中心となって関係府省との調整を重ね、年末に提案に対する対応方針が閣議決定される。

## 大阪府が主提案項目の3項目について(提案内容と国の対応方針)

### 提案内容



### 国の対応方針(12月23日閣議決定)

#### ◎小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)における管理者の専任基準の明確化

分野:医療・福祉 提案部局:福祉部

求める措置内容:無料低額宿泊所の管理者は、入居者が不在もしくは不在と見込まれる際には、常駐不要及び他の業務に従事することが可能な旨の通知を発出されたい。

—  
国の対応方針に記載なし。  
(実質提案却下)  
<関係府省>厚生労働省

<関係府省からの第2次回答>

- 無料低額宿泊所の運営形態が様々なことは承知しているが、次の点より適当でない。
  - ◆「常時利用のない場合」であるかを自治体がどのように把握するか等、課題があること
  - ◆他自治体からは、当該基準の緩和を利用した乱立を危惧する意見・さらなる規制強化を求める意見等があること。

#### ◎地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底

分野:総務 提案部局:福祉部

求める措置内容:制度改正に伴う基幹業務システムの改修は、システムを所有する自治体を実施してきたが、「システム標準化基準に適合したシステムへの移行に伴い、自治体はシステム所有者ではなくなるため、システム移行は、自治体が回収対応を行う必要がないことを求める。

- 標準化に伴って策定した標準仕様書の機能要件は、自治体の事務負担を軽減するため、制度改正等により標準仕様書の記載に変更がない場合であっても、機能要件の前提となる各種規定に変更があり標準準拠システムの改修を要する場合には、制度所管府省庁が、機能要件への適合基準日の見直し、制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の必要な措置を講ずるよう、令和7年度中に周知する。  
<関係府省>デジタル庁、総務省、厚生労働省

#### ◎生活保護法第73条の適用範囲の明確化

分野:医療・福祉 提案部局:福祉部

求める措置内容:生活保護法第73条では、都道府県が費用を負担するものとして「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」と定めているが、当該被保護者の範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出されたい。

—  
国の対応方針に記載なし。  
(引き続き検討のうえ判断)  
<関係府省>厚生労働省

<関係府省からの第2次回答>

- 生活保護法第73条において都道府県が負担することとされている「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」の取扱いについては、今後、保護の実施機関における運用状況やご意見等をお伺いしながら、保護の実施要領改正の必要性を含め検討してまいりたい。